

(別添1)

令和8年5月26日

鈴鹿市立小中学校保護者の皆様

鈴鹿市教育委員会事務局教育指導課長

非常時における幼児児童生徒の登下校（登降園）の指導及び授業（保育）  
の実施基準の改定について（お知らせ）

保護者の皆様には、平素から本市の教育行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、このたび、気象庁において発表される防災気象情報につきまして、令和8年5月29日から新たな運用が開始され、情報名称そのものにレベルの数字を付けて発表されるとともに、レベル4相当の情報として危険警報が新設されます。【参考1】

【参考1】新しい防災気象情報の情報体系とその名称(レベルが設定されるもの)

	河川氾濫 1級河川などの 大川川の氾濫	大雨 低地の浸水や 大川川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地のがけ崩れや 土石流	高潮 海水面上昇や 波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
<警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！>					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

(裏面あり)

これに伴い、本市各幼・小中学校（園）における非常時の対応基準を下記のとおり変更いたします。

つきましては、変更内容を御理解いただき、改めて、非常時の対応について各家庭でお子様と御確認いただきますよう、お願いいたします。

## 記

### 当日の臨時休業の判断基準（変更点）

対象となる警報の名称を次のとおり改めます。

場面	対象となる警報（変更後）	対応
始業前に発表 （午前7時の時点で 既に発表中）	・暴風（雪）特別警報 ・大雪特別警報 ・ <u>レベル5大雨特別警報</u> ・ <u>レベル4大雨危険警報</u> ・ <u>台風接近に伴う レベル3大雨警報</u> ・暴風（雪）警報	授業（保育）中止
始業前に解除 （午前7時までに 解除済み）	同上	安全確認後、 通常どおり実施
始業後に発表 （午前7時以降に 発表）	同上	中学校区で協議し 対応を決定

#### 【お問い合わせ先】

鈴鹿市教育委員会事務局 教育指導課

TEL：059-382-9028 E-Mail：[kyoikushido@city.suzuka.lg.jp](mailto:kyoikushido@city.suzuka.lg.jp)